

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

【I】目的

中小企業や小規模事業者は、日頃の事業活動を通じて、地域経済の循環や雇用機会の創出等に極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、近年は大規模な自然災害や感染症等の予期せぬリスクにより、事業活動の継続に支障をきたす事態が生じている。

そこで、地域経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営の強靱化に資するため、改正小規模事業者支援法における『事業継続力強化支援』に則り、様々な災害や感染症等に対する防災・減災対策を支援するべく本計画を策定する。

なお、本計画の策定にあたっては当会議所並びに当市が共同で事業を実施する。

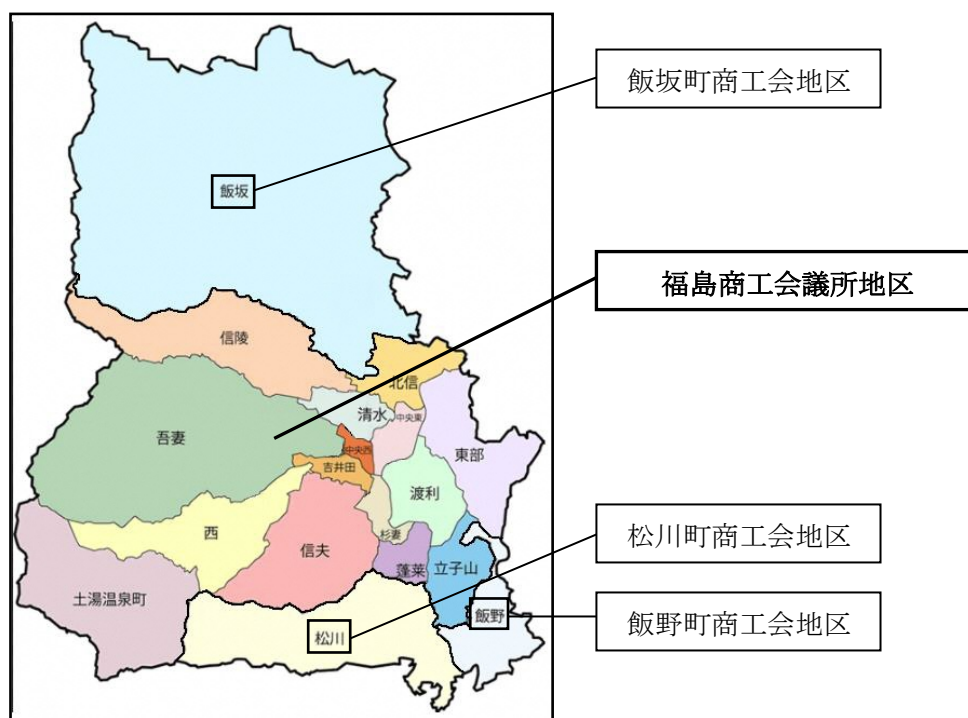
【II】福島市の現状

(1) 地域の概要

当市は福島県中通り地方の北部に位置し、緑豊かな自然に恵まれた面積 767km<sup>2</sup> という広大な市域を有する。市域は、東は丘陵状の阿武隈山地、西は現在噴火警戒レベル1の吾妻山のある吾妻連峰に連なる奥羽山脈に囲まれた福島盆地に開けており、市域の中央には信夫山が位置し、これを取り巻くように市街地が広がっている。市街地の東方には阿武隈川が北流しており、西の奥羽山脈を源とする荒川、松川、摺上川等の河川が阿武隈川に注いでいる。

【福島商工会議所の管轄について】

現在の福島市は、1964年に飯坂町、1966年に松川町、2008年に飯野町と合併しており、これら3町の各自治体には従前より商工会が存在する。そのため、当会議所はこれら3町を除く以外の福島市内を管轄としている。



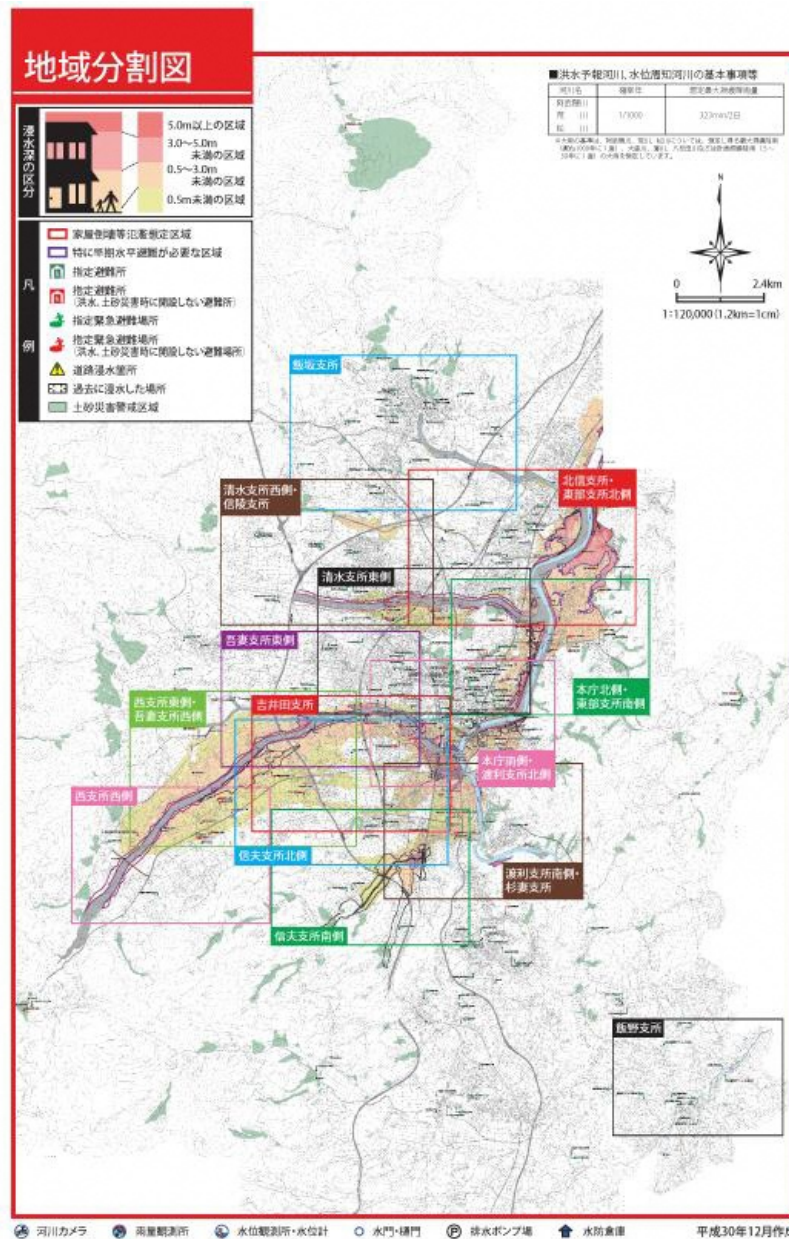
## (2) 地域の災害リスク

当会議所管轄における災害リスクは、当市が作成したハザードマップにより、下記のとおり想定される。

### (洪水：ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップでは、阿武隈川、荒川、松川などの市内主要河川が大雨により氾濫した場合、各河川の流域で床上浸水となる50cm以上の浸水が予想されている。特に荒川と阿武隈川に隣接する地域では広範囲にわたり3m未満の浸水が予想され、中でも南町や瀬上など一部の地域は5m以上の浸水が予測されている。

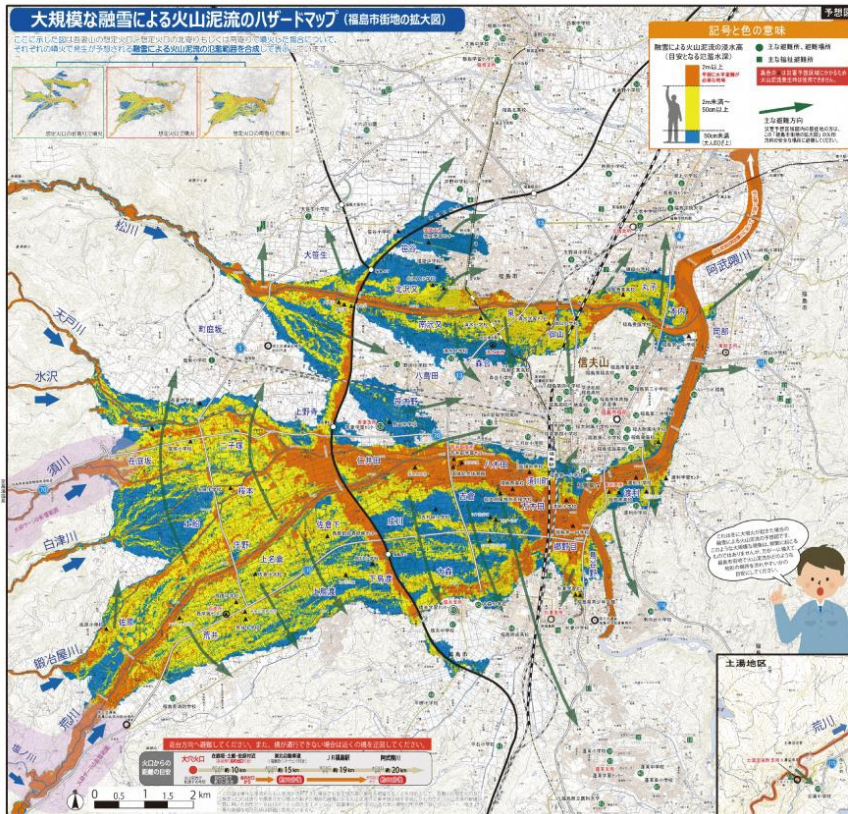
また、内水ハザードマップでは、河川より離れた地域においてもアンダーパス等の地形的要因により局地的に1m以下の浸水が予想される箇所が点在している。



(出典：福島市洪水ハザードマップ 地域分割図)

**(火山：火山防災マップ)**

当市の吾妻山火山防災マップでは、吾妻山噴火時には福島市西部で3 cm以上、福島市東部でも1 cm以上の降灰が予想されており、噴火後の降雨による土石流も西部地区に広域で予想されている。また、吾妻山に積雪のある時期に噴火が発生した場合は、融雪による火山泥流の発生し、荒川、松川等の河川を伝い阿武隈川までの広い地域で最大2mの火山泥流による浸水が予想されている。同様に安達太良山の噴火においても、降灰、土石流、誘拐による火山泥流が予測されている。



(出典：福島市 吾妻山火山防災マップ)

**(土砂災害：ハザードマップ)**

当市の土砂災害ハザードマップでは、郊外である市域東側の阿武隈山地、西側の奥羽山脈の麓地域を中心に、急傾斜地の崩落、土石流、地すべりの警戒区域が点在している。また、市街地においては信夫山周辺に土砂災害特別警戒区域等に指定されている個所が存在し、一部の区域内や区域に隣接する地域には中学校や高校等が存在している。

**(地震：J-SHIS、福島県地震被害想定調査)**

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市は、今後30年間に震度6弱以上の地震が3%以上26%未満の確率で発生が予測されている。

福島県地震被害想定調査でも、当市西部の吾妻連峰より北東に伸びる「福島盆地西縁断層帯」を震源とする震度6強の内陸直下型地震が想定されるため、当市の地震対策においても、厳寒期の平日18時に震度6強の地震が発生を想定した被害予測を実施している。

**(感染症)**

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的か

つ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

当市では、新型コロナウイルス感染症から住民及び医療従事者を守り、医療体制の維持継続を図るための環境整備に努めている。

※ 市内の陽性者数…436名（令和2年2月末現在）

### （3）福島商工会議所管内商工業者の状況

（経済センサス：平成28年度）

- ・ 商工業者数 12,772 者
- ・ 小規模事業者数 8,615 者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
製造業	699	535	各工業団地を中心に市内各地に点在。
建設業	1,162	1,046	市内各地に点在。
卸・小売業	3,285	1,863	中心市街地及び市内各地に点在。
サービス業	5,916	4,024	中心市街地及び市内各地に点在。
その他	1,710	1,147	市内各地に点在している
合計	12,772	8,615	

### （4）これまでの取組

#### 1）福島市の取組

##### ○福島市地域防災計画の策定

当市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び福島市防災会議条例第2条の規定に基づき、福島市地域防災計画を策定している。本計画は、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、福島市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関及び市民が、相互に緊密な連携をとりつつ、その総力をもって、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としている。

##### ○福島市総合防災訓練の実施

当市では、大規模災害時を想定し、防災関係機関や民間企業、ボランティア団体、地域住民等が参加する総合防災訓練を毎年実施している。また、支所を単位とした地域防災訓練を実施し、地域の特性に応じた様々な被害を想定して訓練を行っている。

令和2年5月には、新型コロナウイルス感染症対応型防災訓練を実施した。

##### ○備蓄物資（平成31年3月31日現在）

当市が備蓄している物資項目は次のとおり。

アルファ米（おかゆ含む）、ライスクッキー、粉ミルク、その他避難所運営に必要な物品。

##### ○「福島市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定

当市では、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に基づき、市の対策の基本的な方針や市が実施する措置等を示すため、「福島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

## 2) 福島商工会議所の取組

- 事業者BCPに関する国の施策の周知活動  
指導巡回時やホームページ上で周知を実施。
  
- 事業者BCP策定セミナー等の開催
  - ・令和2年8月に、防災士で災害ボランティアコーディネーターである野口正人氏を講師に招き、事業継続計画（BCP）についてのセミナーを開催。
  - ・令和2年9月に、東京海上日動火災保険㈱福島支社より講師を招き、事業継続計画（BCP）策定ワークショップを開催。
  
- リスクファイナンスとしての損害保険加入の勧奨  
日本商工会議所ビジネス総合保険制度、業務災害補償プランについて、東京海上日動火災保険㈱ほか引受損害保険会社計4社と連携して加入勧奨を実施。  
《ビジネス総合保険制度》  
賠償責任リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化した制度。災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）にあった際の休業損失を補償している。  
《業務災害補償プラン》  
労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害倍書責任を補償する制度。オプションで、業務中の天災（地震、噴火、津波等）による怪我等も補償する。

### 〔Ⅲ〕 福島商工会議所の課題

当会議所では、現状、自然災害が発生した後の地域商工業者の被害状況等の調査把握・報告にとどまっており、当市との協力体制が具体的に確立されていない他、対応等に当たってのマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進することができるノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、「保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している」といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地域内小規模事業者に対して当市の感染拡大防止対策や各業界のガイドラインに則した対応の徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての損害保険加入の重要性を周知するなどが必要である。

### 〔Ⅳ〕 福島商工会議所の目標

- 小規模事業者を中心とする管内事業者に対して災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
  
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
  
- 発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援・感染症拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### 〔Ⅴ〕 その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に対して報告を行う。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年6月1日～令和8年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

福島市と福島商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1 事前の対策>

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクや感染症リスク並びに各種対策の周知

○巡回指導時に、福島市が作成したハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明を行う。

○商工会議所報や市広報誌、ホームページ等において、行政の施策の紹介や損害保険加入等のリスク対策の必要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

○小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者の事業者BCPに対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・事業者BCP策定を希望する小規模事業者に対しては、中小企業診断士等の専門家による個別相談会なども開催し、事業者BCP策定に向けて支援を行う。

○新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

○新型コロナウイルス感染症に関しては、行政の指導や業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策等について周知を行う。

##### 2) 福島商工会議所の事業継続計画の作成

○当会議所は、平成28年2月に事業継続計画を作成、平成30年9月に一部改訂。

※今後、感染症に対する内容を追加する予定。

##### 3) 関係団体等との連携

○福島県並びに福島県商工会議所連合会ほか3経済団体と「福島県BCP策定支援に関する協定」を締結している東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象に事業者BCPの普及啓発セミナー等を開催するほか、災害リスクへの備えとして全国商工会議所ビジネス総合保険制度等の損害保険の紹介等を実施する。

○他の経済団体、福島県中小企業診断協会、よろず支援拠点等と連携し、管内事業者の事業者BCP策定の支援を行う。

#### 4) フォローアップ

○巡回指導や面談指導の際、事業者BCP取組状況の確認を行うとともに、未策定の場合はBCPに関する各種セミナーや支援策の周知等を通じて策定を勧める。

○福島市及び福島商工会議所において、必要に応じた情報共有や意見交換を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

○自然災害（マグニチュード6強の地震）が発生したと仮定し、福島市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

#### 6) 新型コロナウイルス感染症対策

○新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが感染リスクを抱えているリスクを周知する。また、事業者に対しては常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応するよう指導するとともに、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策やマスク・消毒液の備蓄、ITやテレワーク環境整備の推進についてもアドバイスする。

### <2 発災後の対策>

福島市地域防災計画では、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

○当会議所では、現在導入している連絡網システムにより、発災後直ちにメールによる役職員の安否確認報告を行うほか、業務従事の可否等についても確認を行う。また、役職員の周辺の被害状況（家屋被害や道路状況等）もシステムで集約し当会議所は当市と共有する。

○国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を図る。

○感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

○当会議所と福島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等）

○職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

○大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区内10%程度の事業所で、「瓦や屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>○地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急相談窓口の設置。</li> <li>○被害状況とそれによって生じる経営課題の把握。</li> <li>○復興支援策を活用するための支援業務の実施。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区内1%程度の事業所で、「瓦や屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急相談窓口の設置</li> <li>○被害状況とそれによって生じる経営課題の把握</li> <li>○復興支援策を活用するための支援業務の実施</li> </ul>
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	○特に行わない

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○本計画により、当会議所と福島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

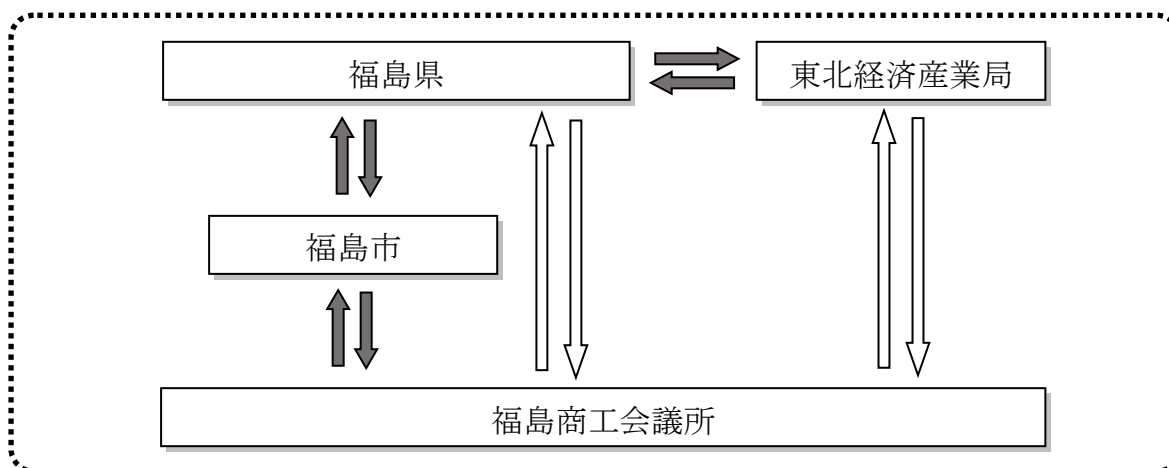
期 間	情報共有する間隔
被災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～1か月	1日に2回共有する
1か月以降	1日に1回共有

○当市で取りまとめた「福島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。



### < 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当会議所は福島市と被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会議所と福島市が共有した情報を当会議所又は福島市より福島県へ報告する。



### < 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、福島市と相談する。（当会議所は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を開設する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や福島県、福島市等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

### < 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 福島県の方針に従って復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福島県、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談する。

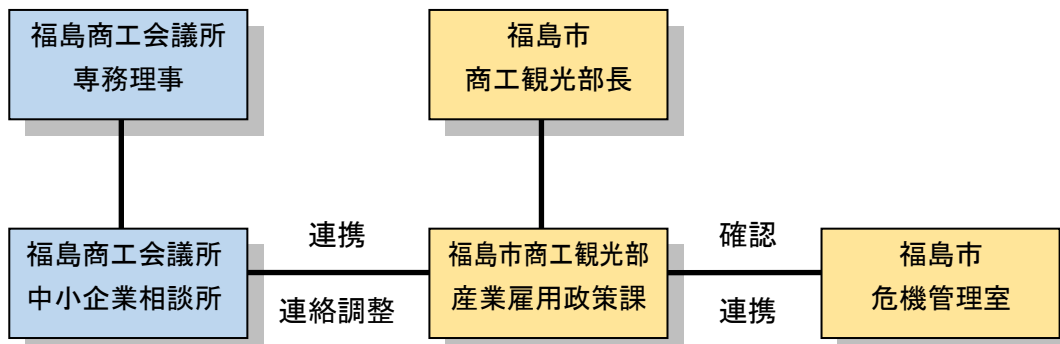
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：小坂 剛弘

連絡先：024-536-3900

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 福島商工会議所、福島市連絡先

① 福島商工会議所連絡先

福島商工会議所 事業推進部 経営支援課

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8階

TEL:024-536-5511 / FAX:024-525-3566

② 福島市連絡先

福島市 商工観光部 産業雇用政策課

〒960-8111 福島市五老内町3-1

TEL:024-515-7746 / FAX:024-535-1401

福島市 危機管理室

〒960-8111 福島市五老内町3-1

TEL:024-525-3793 / FAX:024-536-4370

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンフレット チラシ作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
当所自主財源、福島県補助金、福島市補助金 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 福島支社 福島支社長 的田健司 福島県福島市大町7-3 福島センタービル4階 TEL024-523-1161  他 日本商工会議所ビジネス総合保険引受損害保険会社
連携して実施する事業の内容
①BCP策定セミナーの開催 ②リスクファイナンスとして日本商工会議所ビジネス総合保険等の勧奨 ③公的支援施策の周知 ④事業者BCP策定に向けた相談会の開催
連携して事業を実施する者の役割
①セミナーの企画、講師の紹介・派遣、広報等 ②日本商工会議所ビジネス総合保険等の損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③小規模事業者役に役立つ施策等の情報提供 ④事業者BCP策定に向けた相談会対応、広報等
連携体制図等